

議会改革検討会議報告書

令和4年10月14日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

【検討事項】

長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しについて

1 趣旨

普通地方公共団体の議会の議員に支払われる議員報酬については、地方自治法第203条第1項で「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定され、議員は、議員としての身分が続く限り報酬が支給される。また、期末手当については、同法同条第3項で「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」と規定され、普通地方公共団体が条例で定めれば、議員に対して期末手当を支給することができる。

こうした中、昨今、地方議会において、本会議や委員会を長期にわたり欠席している議員に対し、議員報酬等が支払われていたことが問題となる事案が発生している。こうした問題に対応するため、議員が会議及び委員会を長期にわたり欠席した場合に議員報酬等を支給しないよう条例を改正する都府県議会も見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、令和4年6月17日の団長会において、議長から、本県議会としてもこうした事態が発生した場合に備え、対策を講じておく必要があると考えられることから、長期にわたり欠席した議員に対する報酬等の支給の見直しについて検討するよう、本検討会議に依頼があり、検討を行った。

2 検討経過

令和4年6月24日	他の都府県議会の状況を確認 本県議会における課題の整理、協議
9月7日	本県議会における対応案の協議
9月16日	本県議会における対応案の協議、決定
10月13日	議会改革検討会議報告書案の協議
10月14日	議会改革検討会議報告書案の協議、決定

3 検討結果

本県議会としての対応は別紙のとおりとすることが適当である。

また、この内容をもとに、「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の改正を行うことが適当である。

本県議会における対応

長期欠席議員に対する報酬等の支給の見直しについては、次のとおりとすることとする。

1 欠席の期間

一の定例会中の会議等をすべて欠席した場合を「長期欠席」とする。

なお、第3回定例会にあつては、前半（開会日から10月中旬の採決日まで）と後半（10月中旬の採決日の翌日から閉会日まで）に分けるものとする。

2 欠席の対象とする会議

本会議、委員会

3 減額率

役務の提供がないため、不支給とする。

4 適用除外

長期欠席が次に掲げる事由による場合は適用除外とする。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 感染症の患者又は無症状病原体保有者であること
- (3) 出産
- (4) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

5 減額する月

長期欠席した定例会の閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬を減額する。

会議に出席した場合は、出席した日の属する月以降の議員報酬から支給する。

6 期末手当への反映

議員報酬の不支給分は算定から除外する。